

審　查　基　準

令和7年3月12日作成

法　令　名：警備業法

根　拠　条　項：第23条第5項において準用する第22条第6項

処　分　の　概　要：合格証明書の再交付

原権者（委任先）：茨城県公安委員会

法　令　の　定　め：

警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）

審　查　基　準：

標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）

申請　先：合格証明書の交付を受けた警察署生活安全課（係）

問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課

備　考：